

事業者の皆様へ

治療と仕事の両立について相談できます！

～ 長崎県地域両立支援推進チーム、治療と仕事の両立支援に関する相談先のご案内 ～

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



最近では、がん等の病気になっても、事業場において治療に対する配慮や適切な措置により、労働者が治療と両立して働き続けることができます。治療と仕事が両立できるように、事業場での取組方法等の相談先を紹介します。

治療と仕事の両立支援の大切さとは？

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と仕事の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「労働者の健康確保対策」として位置づけられています。

さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

治療と仕事の両立支援の相談先は？

治療と仕事の両立支援に関する相談先は、労働局、産業保健総合支援センター等各所であり、相談内容によって異なります。裏面を参照の上、お気軽にお問い合わせください。

地域両立支援推進チームとは？

治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、長崎県内の労働局、自治体、関係団体等がネットワークを構築、連携を図り、その取組を推進するために設置された協議会です。各機関の取組状況の共有や取組に関する周知協力などについて協議を行います。

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。



長崎産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

長崎産業保健総合支援センターでは、次のようなサービスを無料で提供しています。

・患者(労働者)、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフ等を対象に以下のような支援を行っています。

1. 啓発セミナー

ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者に対するセミナーです。

2. 両立支援に関する相談

患者(労働者)に係る健康管理、就業上の配慮事項、両立支援を行うための職場の環境整備(事業場の体制づくり、規程・制度の整備)への配慮等の両立支援に関する全般的な相談に対応します。

3. 事業場への個別訪問支援

メンタルヘルス対策促進員・両立支援促進員が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入についてアドバイスします。

- ①管理監督者向け両立支援教育
- ②事業場内体制整備
- ③事業場の勤務や休暇制度の整備
- ④両立支援に係る情報提供等

4. 患者(労働者)と事業場との個別調整支援

患者(労働者)と事業場間の治療と仕事の両立についてアドバイスします。

- ①患者(労働者)の治療に対する配慮の検討
- ②両立支援の進め方
- ③両立支援プランの作成
- ④職場復帰支援プランの作成
- ⑤主治医などへの相談
- ⑥就業上の措置についての検討等

所在地

長崎市平野町3-5建友社ビル3階 電話 095-865-7797

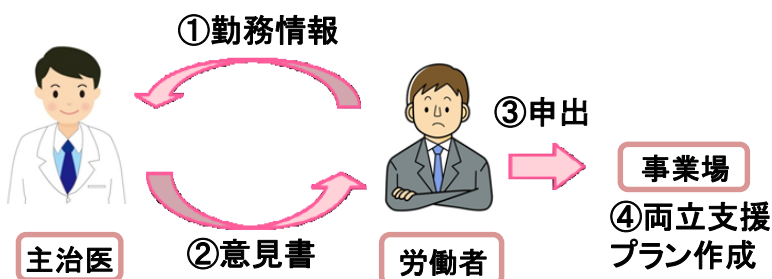
個別の両立支援の進め方

① 主治医に勤務情報を提供

② 就業継続の可否等の意見

③ 労働者が事業者へ申出

④ 就業上の措置等の決定及び
両立支援プランの作成



法律相談

長崎労働局 雇用環境・均等室

職場の休暇制度、休職制度等の労働条件の整備等(関連助成金含む)に係るご相談をお受けします。

所在地

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階 電話 095-801-0050

推進チーム事務局

長崎労働局 健康安全課

治療と仕事の両立支援に係る周知、啓発活動を行います。

所在地

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階 電話 095-801-0032